

市場メカニズムを活用した 地球温暖化対策の現状について ＜国内排出量取引制度、カーボン・オフセット＞

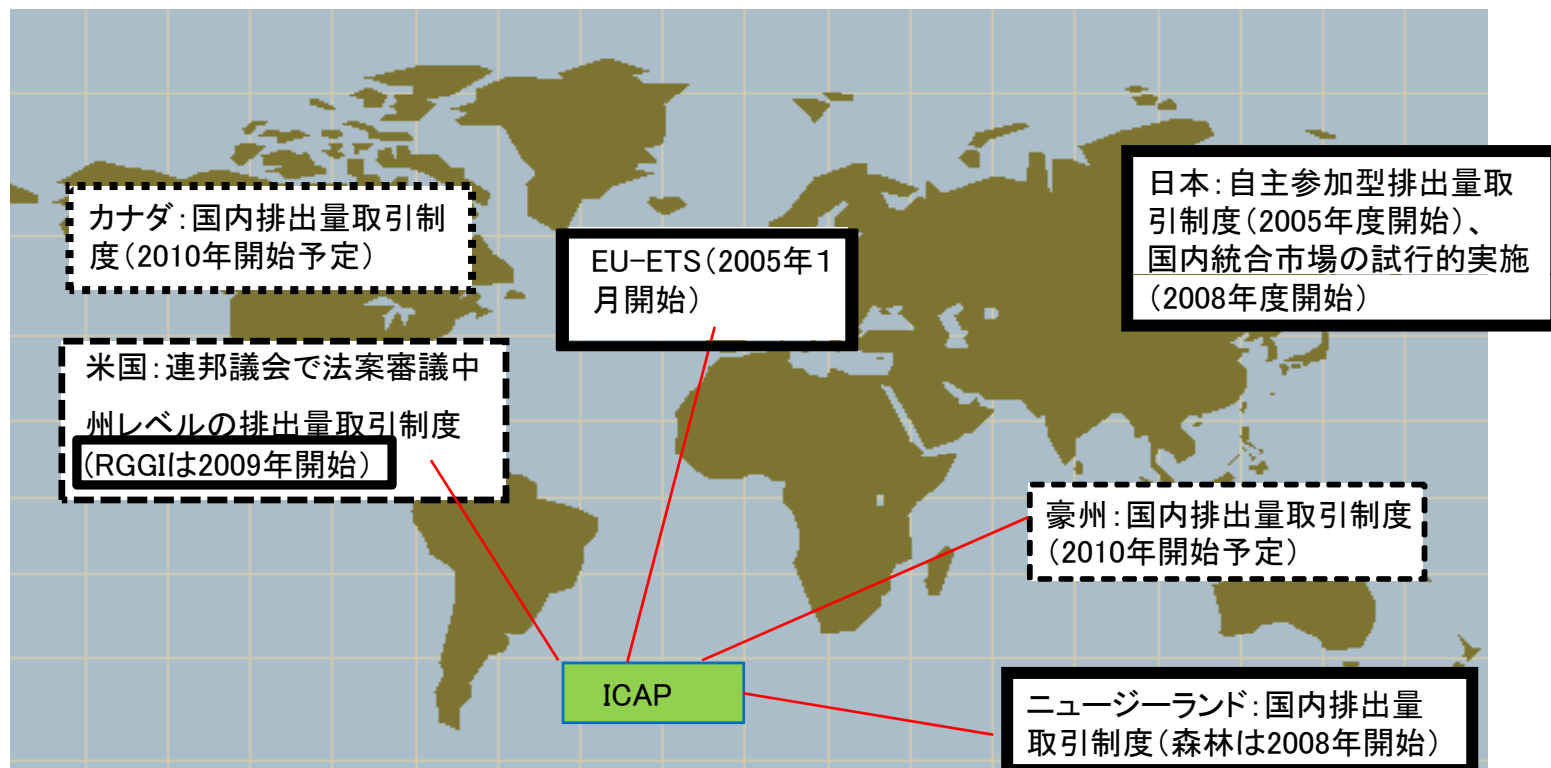
平成21年2月

環境省地球温暖化対策課

市場メカニズム室

諸外国での排出量取引制度に関する検討状況

- EUでは、2005年から既に排出量取引制度が導入。
- ニュージーランドでは、森林部門について2008年から排出量取引制度を導入。
- 米国、カナダ、豪州でも排出量取引制度の導入について検討中。
- 2007年10月、EU主要国、米及びカナダの数州、ニュージーランド等は国際炭素行動パートナーシップ(ICAP)を創設。各国各地域の制度を国際的にリンクするためのルール作りを開始。
- 2009年1月、欧州委員会は、2015年までにOECDワイドの国際炭素市場を立ち上げることを提唱し、米国とのリンクに関するワーキンググループの設置を指向。



国際的なキャップ&トレード市場の構築に向けた動き

欧州委員会コミュニケ「コペンハーゲンでの総合的な気候変動合意に向けて」

- 2009年1月28日、欧州委員会は「コペンハーゲンでの総合的な気候変動合意に向けて」と題し、本年12月のCOP15における次期国際合意に向けて、①先進国及び途上国の目標と行動、②資金、③効果的な国際炭素市場の構築、に関する具体的な提案をまとめた理事会、欧州議会、経済社会評議会及び地域委員会へのコミュニケーションを公表。
- キャップ&トレード型の国内排出量取引制度(C&T)については、以下のとおり。
 - GHGの削減の見込みが最も高く、環境効率的で柔軟性のある国内のC&Tは、削減費用の低減に効果的な国際炭素市場を創設させるため、リンクされるべき。
 - 国連での交渉と並行して、EUは、2015年までにC&TをリンクさせたOECDワイドの炭素市場の構築と、2020年までにより経済的に進んだ途上国への拡大を約束する。
 - このため、EUは、強力なC&Tの創設を示唆している米国オバマ政権との間で、国際的炭素市場のためのワーキンググループ立ち上げを目指す。他の先進国や経済的に進んだ途上国とも同様のワーキンググループ立ち上げを目指す。
- 同コミュニケーションの背景情報・分析集Part.2では、C&Tのリンクの前提として、以下のとおり述べている。

「最も重要なことは、環境に対する意欲の水準(キャップの厳しさ)と、制度の義務的性質である。設計に欠陥がある制度や自主的な制度とリンクすると、EU-ETSのような意欲的な制度の環境効率性を損なうおそれがある。」(p.86)

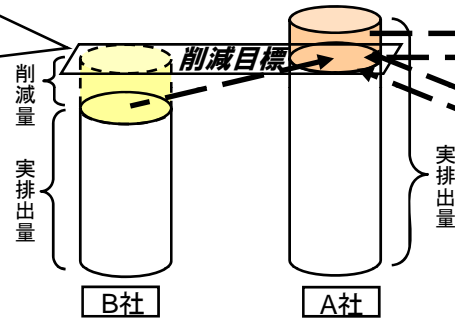
排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

国内統合市場

① 試行排出量取引スキーム

- ▶ 企業が自主削減目標を設定、その達成を目指して排出削減を進める。目標達成のためには、排出枠・クレジットが取引可能。
- ▶ 排出総量目標、原単位目標など様々なオプションが選択可能であり、多くの企業の参加を得て日本型モデルを検討。

自主行動計画と
統合的な目標。
妥当性を政府で
審査の上、関係
審議会等で評
価・検証。



必要な排出
量の算定・
報告、検証
等を実施。

② 国内クレジット

大企業等が技術・資金等を提供して中小企業
等が行った排出抑制の取組を認証(国内クレ
ジット)する制度。

協働(共
同)事業

資金・技術

国内クレジット



③ 京都クレジット

〔海外における温室効果ガス削減分〕

自主行動計画への反映等を通じて京都議定書目標達成に貢献

制度のポイント

- 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、**実効性のある排出削減**を行うための様々なメニューを用意。
- **国内統合市場**として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- 本年1～3月及び秋頃にフォローアップを行う。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」 集中募集期間(10/21~12/12)の参加申請受付状況

(H20.12.13時点)

(1) 目標設定参加者	446社	(目標設定主体数317)
(2) 取引参加者	50社	
(3) その他参加者	5社	(国内クレジット制度排出削減事業者)
参加者合計	501社	

※加えて、「排出量取引試行協議会」(本制度に関し、普及、課題の抽出情報交換等を行う官民共同組織)の予定会員として、1,052社・団体(上記参加者を含む)

(参考1) 目標設定参加者の業種ごとの内訳

業種	目標設定主体数	のべ参加申請者数	業種	目標設定主体数	のべ参加申請者数
電力	9	9	ゴム	21	21
石油精製	8	8	商社・コンビニ	13	13
ガス	4	4	航空・貨物・建設・住宅	7	7
鉄鋼	2	74	産業廃棄物処理	1	1
化学	41	41	その他産業部門	53	53
製紙	12	12	その他業務部門	13	13
セメント	11	11	環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)	120	120
電機電子	16	16			
自動車製造	1	58	総計	317	446

(注1) 本表では、複数の業種に所属している企業で、今次単一の目標設定をした企業は重複計上している(上記総計では重複を排除)。

(注2) 今次、新たに企業単位で目標設定を行った者うち、JVETSに事業所単位等で既に参加している11社は重複計上している。

(参考2) 参加申請者の排出量のカバー率(推計値)

産業部門全体のCO2排出量の約7割 (2007年度速報値ベース)

カーボン・オフセットに係る環境省の取組

カーボン・オフセットとは

市民、企業等が、①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部または一部を埋め合わせる

現在の取組

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)の策定
(2008年2月)

カーボン・オフセットに関する情報提供や相談支援等を行うカーボン・オフセットフォーラム(J-COF)の設立
(2008年4月)

カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドラインの策定
(2008年10月)

カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドラインの策定
(2008年10月)

日英カーボン・オフセットの取組に係る情報交換の協力宣言文の締結
(2008年9月)

カーボン・オフセットモデル事業の実施
(2008年8月に9件採択。今年度末に成果を発表予定)

カーボン・オフセットに用いる排出削減・吸収クレジットの認証基準の策定
(2008年11月～)

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証基準、ラベルの策定
(策定中)

今後の方向性

カーボン・オフセットの取組の普及促進・信頼性確保

カーボン・オフセットの取組についての信頼性構築に向けた 具体的取組(環境省及びJ-COF)

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(平成20年2月)

随時更新予定

●カーボン・オフセットに関するFAQ

・カーボン・オフセットについてよくある質問とそれに対する回答をまとめたもの。

●カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン

・カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガスの排出量の算定方法について一定のかつ統一された考え方を示すもの。

●カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン

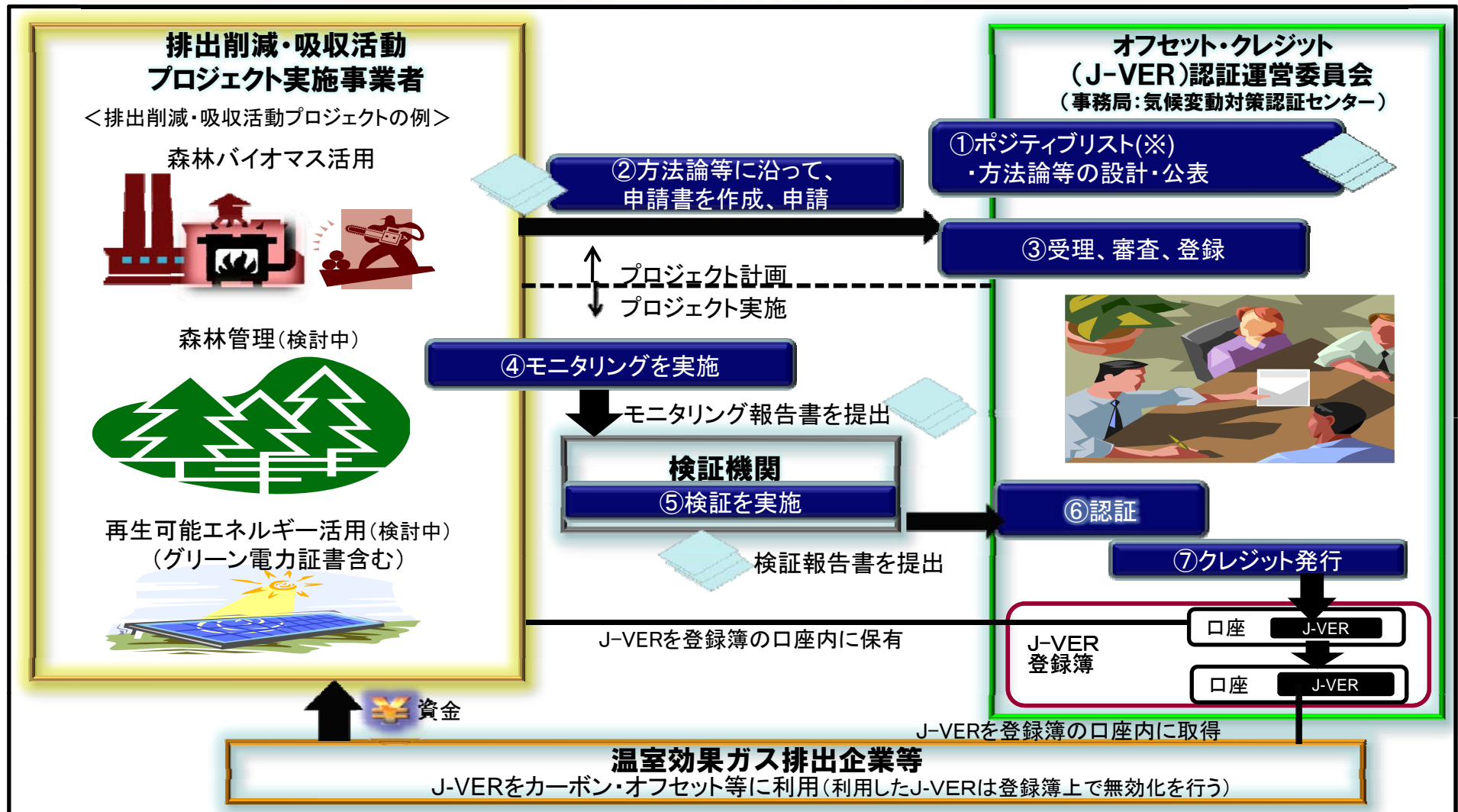
・カーボン・オフセットの取組を行う者が、カーボン・オフセットを行う際に留意すべき点や明示すべき情報等を示すもの。

カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準(現在策定中)

・カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、公正な市場形成(消費者保護や利害関係者に対するアピールにおける信頼性付与)等の観点から、環境省の指針に基づくカーボン・オフセットの取組に対して認証し、認証ラベルを付与する基準を策定中。

環境省 オフセット・クレジット(J-VER) 制度について

(平成20年11月14日創設)



※ポジティブリスト

申請されたプロジェクトが登録されるかどうかは、「追加性」の有無で判断されます。「追加性」とは、その制度があって初めて実現することを指します。本制度では、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会が対象プロジェクト種類を特定した「ポジティブリスト」を作成し、プロジェクト種類ごとに追加性立証のための「適格性基準」を明示します。プロジェクトを実施する方は、これら所定の条件を満たすプロジェクトであることを証明することにより、追加性を立証したとみなされます。